

厚生労働大臣 細川 律夫 殿

鹿児島県保険医協会

会長 高岡 茂

歯科用金銀パラジウム合金の 価格に関する改善要望書

貴職におかれましては、歯科医療確保のためにご尽力いただいていることと拝察いたします。

以前から問題になっておりますが、現在も歯科用金銀パラジウム合金（以下「金パラ」）価格が異常に高騰し、保険材料価格と市場価格で大きな逆ザヤ現象を引き起こしております。今年4月に改定された材料告示価格（1g878円）に対し、市場では1g1,000円を超えるほどの事態となっており、その赤字分は我々歯科医院の経営を直撃しています。

従来は6カ月ごとに価格の変動幅が10%を超えた場合に見直されていたものが、昨年より変動幅が5%を超える場合に行うこととなりましたが、未だに実態に即していないのが現状です。先日、全国保険医団体連合会が実施したアンケートでも、「金属を入れるだけで赤字なんて不条理だ」「公示価格で金パラを国で斡旋して欲しい」等の悲痛な意見が多く寄せられました。過去には、材料公定価格が市場価格を上回るということもありましたが、材料公示価格1g651円に対し市場価格が約980円（H13.1）、同じく1g430円に対し1g約620円（H18.5）、1g614円に対し1g約820円（H20.3）と、材料公定価格が市場価格を下回るという状況も多くあり、ここ1,2年ではその状況が常態化しております。

自由競争の経営環境の中に置かれながらも、統制経済下にある我々保険医療機関においては、価格や使用材料等が公的に決められているため、一層の経営努力を図る余地がありません。我々は金パラの市場価格を気にせず日常診療ができる環境が欲しいのです。

現在の材料価格の逆ザヤで保険診療の場において不採算が生じ続くなれば、一層歯科保険医療機関の経営を危機に陥らせ、国民の歯科治療にも多大な支障をきたしかねません。金パラの市場価格変動で歯科保険医療機関が被害を被ることなく、厚生労働省の責任で管理・確保するよう、早急な対策を下記に要望いたします。

記

- 1、 保険医療材料である金パラの不採算を解消するよう、市場価格を即時反映させる価格改定のルール作りや、時価での差額徴収等、あらゆる方法を検討の上、緊急かつ適切な価格改定を実施すること。
- 2、 若しくは、医療機関が金パラの市場価格を気にせず安心して診療できるよう、国が金パラを買取り、医療機関への一定価格での供給等を可能とする仕組みを構築すること。

以上、要望する。